

【別表2】

老人福祉法・介護保険法による権限規定

| | | | |
|----------|----------|---|---|
| 老人福祉法 | 第18条 | 都道府県知事 | 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第18条の2 | 都道府県知事 | 認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令 |
| | 第19条 | 都道府県知事 | 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令、認可取消 |
| | 第29条 | 都道府県知事 | 有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令 |
| 介護保険法 | 第76条 | 都道府県知事・市町村長 | 指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第76条の2 | 都道府県知事 | 指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第77条 | 都道府県知事 | 指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第78条の7 | 市町村長 | 指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第78条の9 | 市町村長 | 指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第78条の10 | 市町村長 | 指定地域密着サービス事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第83条 | 都道府県知事・市町村長 | 指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第83条の2 | 都道府県知事 | 指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第84条 | 都道府県知事 | 指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第90条 | 都道府県知事・市町村長 | 指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第91条の2 | 都道府県知事 | 指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第92条 | 都道府県知事 | 指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第100条 | 都道府県知事・市町村長 | 介護老人保健施設の開設者等（施設の長、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第103条 | 都道府県知事 | 介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第104条 | 都道府県知事 | 介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止 |
| | 第112条 | 都道府県知事・市町村長 | 指定介護療養型医療施設の開設者等（施設の長、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第113条の2 | 都道府県知事 | 指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第114条 | 都道府県知事 | 指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第115条の7 | 都道府県知事・市町村長 | 指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第115条の8 | 都道府県知事 | 指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第115条の9 | 都道府県知事 | 指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第115条の17 | 市町村長 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第115条の18 | 市町村長 | 指定地域密着型介護サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| 第115条の19 | 市町村長 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止 | |
| 第115条の27 | 市町村長 | 指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 | |
| 第115条の28 | 市町村長 | 指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令 | |
| 第115条の29 | 市町村長 | 指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止 | |